

電子成果品の保管登録に関する特記仕様書

工 事 編

第1条(適用範囲)

本特記仕様書は、神奈川県県土整備局が別途定める「電子納品運用ガイドライン(工事編)」に基づき作成した電子成果品を電子納品保管管理システムへ登録する工事に適用するものとし、そのために必要な事項について定めるものである。

第2条(事前登録申請)

受注者は、原則として契約締結後15日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に登録機関に事前登録申請を実施する。

第3条(登録料)

登録料は、契約締結後20日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に登録機関へ所定の登録料を納付する。

第4条(事前登録書)

登録機関より発行された、事前登録書の写しを監督員に提出すること。

第5条(事前登録情報の変更)

登録情報のうち、発注者と受注者情報及び工期に変更が生じた際は、速やかに事前登録変更登録申請を行い、登録機関より発行された事前登録変更登録書の写しを監督員に提出すること。

第6条(電子成果品の提出)

受注者は、監督員の確認を受けた上で、電子成果品(正)を発注者に提出するとともに、完成検査後10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に電子成果品(副)、電子納品チェックソフトによる確認結果の写し及び事前登録書(事前登録情報を変更している場合は最新の事前登録変更登録書)の写しを登録機関に送付(郵送可)するものとする。

第7条(データ修正)

工事管理情報ファイルに不備があり、電子納品保管管理システムに登録できない場合は、監督員の指示に基づきデータを修正し、監督員の確認を受けた上で、登録機関に再度提出すること。

第8条(登録書)

登録機関より発行された登録完了書の写しを監督員に提出すること。

第9条(その他)

電子成果品の登録に関する詳細は、別途「電子納品登録手順書」(神奈川県ホームページにより公表)によるものとする。

また、電子成果品のチェックに当たっては、登録機関が無償提供する「神奈川県電子納品チェッカー」(登録機関ホームページにより公表)等を活用し、データ修正が生じることのないように努めること。

○神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201588.html>

○登録機関ホームページ <http://www.toshiseibi.or.jp/nohinhokantetuzuki.html>

【登録機関】

公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター (保管管理担当)

〒253-0033 茅ヶ崎市汐見台1番7号

TEL 0467-58-2934 ☒ hokan@toshiseibi.or.jp